

皇統譜令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
○ 皇統譜令（昭和二十二年政令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四条 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）<u>第三条の規定によつて</u>、皇位継承の順序を変えたときは、その年月日を皇嗣であつた親王又は王の欄に登録し、事由を付記しなければならない。 第五条 皇室典範<u>第十一条の規定によつて</u>、親王、内親王、王又は女王が、皇族の身分を離れたときは、その年月日を当該親王、内親王、王又は女王の欄に登録し、事由及び氏名を付記しなければならない。	第四条 皇室典範<u>第三条の規定によつて</u>、皇位継承の順序を変えたときは、その年月日を皇嗣であつた親王又は王の欄に登録し、事由を附記しなければならない。 第五条 皇室典範<u>第十一条から第十四条までの規定によつて</u>、親王、内親王、王又は女王が、皇族の身分を離れたときは、その年月日を当該親王、内親王、王又は女王の欄に登録し、事由及び氏名を附記しなければならない。